

川西市社会福祉協議会 基本情報

名 称：社会福祉法人川西市社会福祉協議会
略 称：川西市社協（かわにししあきょう）
設 立：昭和29年8月1日
法人設立：昭和50年4月24日
設立根拠：社会福祉法第109条
所 在 地：〒666-0017
兵庫県川西市火打（ひうち）1丁目12-16
キセラ川西プラザ 福祉棟1階
組 織：役 員 理事15名（会長1名、副会長3名、常務理事1名含む）
監事 2名
評議員 35名
職員状況：常勤職員 87名（令和4年4月1日現在）
非常勤職員 111名
会員会費：7,581,068円（令和3年度 総額）

<目的・役割>

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法人格をもった民間の福祉団体です。
「“暮らしつづける”想いが叶うまち かわにし」を福祉目標に地域・在宅・施設福祉事業を推進しています。

具体的には、次に掲げる役割を担い、活動や事業をおこなっています。

1. 住民参加、住民主体の地域福祉活動を推進、援助する役割としてボランティア活動や地区福祉委員会活動、福祉教育、福祉啓発活動、高齢者や障がい者などの当事者団体活動育成などをおこなっています。
2. 高齢者世帯や障がい者世帯など援助を必要とする世帯の自立生活や社会参加を支援する役割として、介護保険事業、障害福祉サービス事業、ファミリーサポートセンター事業、成年後見支援センター事業、日常生活自立支援事業、相談援助事業、福祉施設運営などをおこなっています。

<組織・構成>

社会福祉協議会は、地区福祉委員会や民生委員児童委員協議会連合会、コムニティー、高齢者・障がい者などの当事者団体、ボランティア団体などの住民を主体とした団体と、公私の福祉、保健、医療、教育、福祉施設など関係機関、団体の参加、協力を得て理事会、評議員会を構成しています。

特に、概ね小学校区に設置している地区福祉委員会は、地域の福祉活動を推進する住民組織として川西市社協の基盤となる組織です。

<財 源>

社会福祉協議会の運営・事業（活動）に要する財源は、県、市及び県社協からの補助金・委託金、共同募金配分金や社協会費、善意銀行預託金からの繰入金、介護保険・総合支援法等事業報酬、福祉用具利用料等事業収入などの自主財源で賄われています。